

## 平成31年3月度 広告表示・景品提供等に関する相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

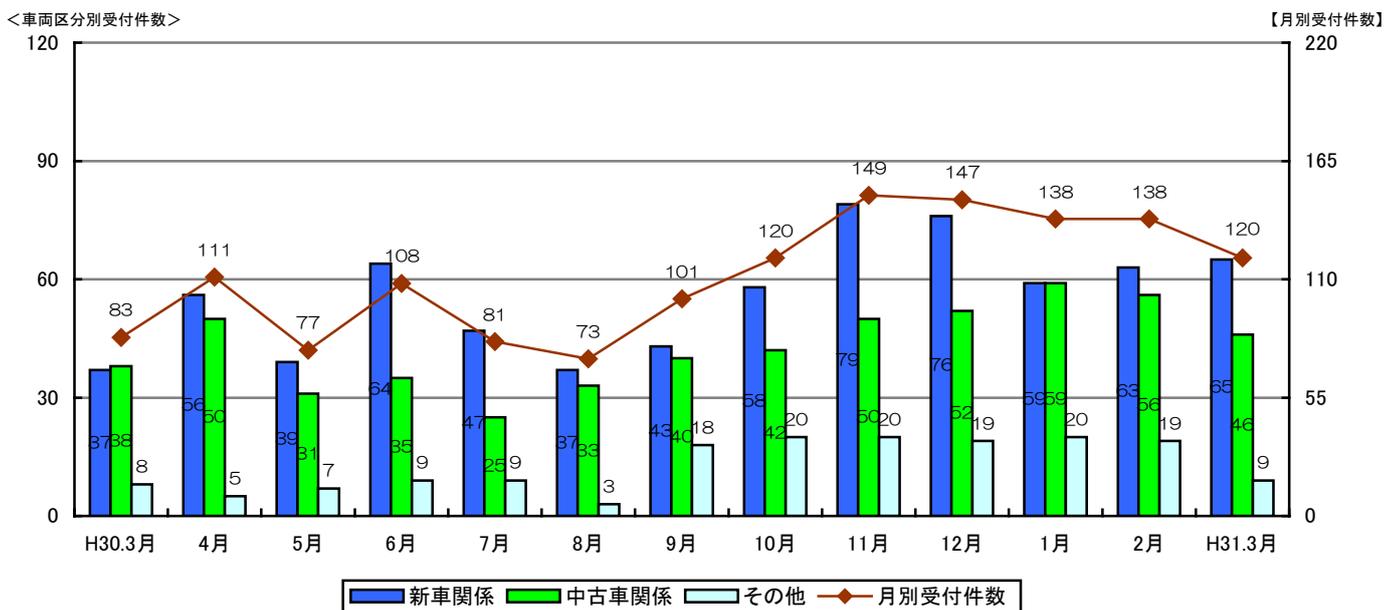
3月度の全体の相談受付件数は計120件で、前月度と比較すると18件減（新車関係2件増、中古車関係10件減）、対前年同月比では37件増（新車関係28件増、中古車関係8件増）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の51%（61件）を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約44%（27件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（22件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約41%（49件）を占めています。

【相談者の内訳・平成31年3月】

	新車関係	中古車関係	その他	計									
相談者	65	46	9	120									
広告代理店	30	26	5	61	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">広告代理店からの相談 における広告主の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">メーカー</td> <td style="width: 30%;">16</td> </tr> <tr> <td>メーカー系ディーラー</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>中古車専門店</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> </table> </div>	メーカー	16	メーカー系ディーラー	27	中古車専門店	17	その他	1
メーカー	16												
メーカー系ディーラー	27												
中古車専門店	17												
その他	1												
メーカー系ディーラー	16	3	3	22									
自動車関係団体	3	8	0	11									
中古車専門店	4	4	0	8									
メーカー	8	4	1	13									
中古車情報誌社	1	1	0	2									
新聞社	0	0	0	0									
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0									
その他	3	0	0	3									

【相談受付件数の推移・平成30年3月～平成31年3月】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『広告表現の可否』に関する相談が全体の約33%、『価格表示』に関する相談が約33%を占めており、両項目で表示に関する相談の約66%を占めています。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	54	83.1%	その他	4	6.2%
景品関係	7	10.8%	合計	65	100%

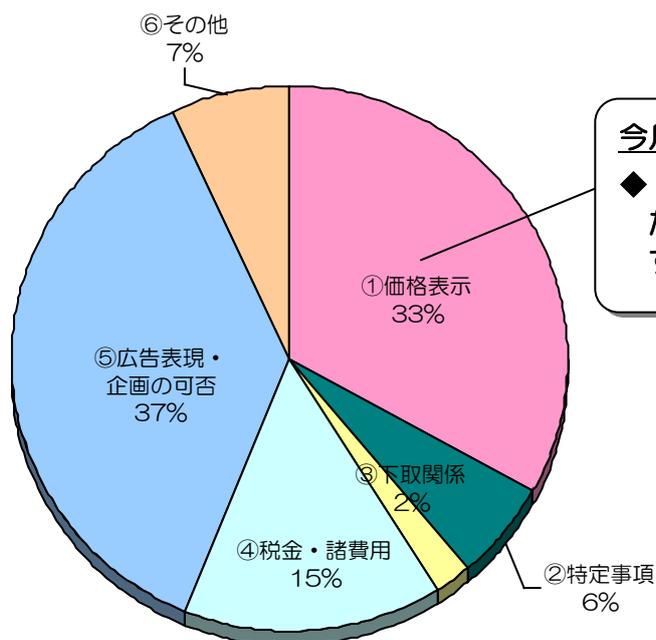
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	18	33.3%	③下取関係	1	1.9%
表示方法	3	5.6%	④税金・諸費用	8	14.8%
付属品・特別仕様	5	9.3%	税金	8	14.8%
値引き表示	2	3.7%	⑤広告表現・企画の可否	20	37.0%
割賦・リース	8	14.8%	広告表現の可否	18	33.3%
②特定事項	3	5.6%	抽象的な問合せ	2	3.7%
安全・環境	2	3.7%	⑥その他	4	7.4%
最高速度・加速等	1	1.9%	合計	54	100%

### [景品関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	3	42.9%	オープン懸賞	1	14.3%
一般懸賞（抽選等）	2	28.6%	期間延長	1	14.3%
			合計	7	100%

### 【表示関係】 相談の内訳



#### 今月の事例

◆「消費税率引上げ前に購入した方がお得である」旨を表示することの可否

広告表示・景品提供に関するよくある相談につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「消費税率引上げ前に購入した方がお得である」旨を表示することの可否〕

Q. 今年の10月に消費税率が10%に引き上げられることから、「消費税増税前の今がお得である」旨を広告等で表示しても問題ないでしょうか？

**消費税は2019年10月から8%から10%へ!**  
**スカーレットを買うなら増税前の今がお得!**

A. 消費税率引上げ前に購入した方が「お得（有利）」であるかどうかについては、消費税率引上げ時に行われる自動車関係諸税の改正との関連があること、また、消費税率引上げ後、各社が販売促進を図るため、販売条件（値引き、ローン金利等）の見直しを行うことも考えられること等から不確定であると言えます。

したがって、「消費税率引上げ前に購入した方がお得（有利）」である旨の表示は、結果として事実と反することになるおそれがあるため、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあります。

一方で、消費税率引上げの際に実施される自動車関係諸税の改正内容、「①自動車取得税の廃止」、「②自動車税の引下げ（10月1日以降に新規登録された自家用乗用車（登録車）の自動車税の恒久減税）」、「③環境性能割（10月1日以降に取得した自動車（中古を含む）に課税される購入時の税、燃費が良い車ほど軽減、加えて自家用乗用車（登録車、軽自動車の場合1年間は1%分軽減。）の導入」及び、消費税10%が適用されるタイミングについて、適切に情報提供した上で、「乗り換え・購入を検討中の方はお早めにご相談下さい」等と表示することは問題ありません。

●正しい表示の一例

**消費税は2019年10月から8%から10%へ!**

**◆10月の消費税増税のタイミングで、自動車関連諸税の見直しが行われます。**

**①自動車取得税が廃止  
されます!**

**②自動車税が引下げられます!**  
10月1日以降に新規登録された  
自家用乗用車（登録車）の自動車税  
の恒久減税

**③環境性能割が導入されます!**  
10月1日以降に取得した自動車に課  
税、自家用乗用車（登録車、軽自動車  
の場合1年間は1%軽減。

ご存知ですか？

新税率の適用は契約ではなく登録のタイミングです！  
車種・グレードによっては、登録までに時間がかかる場合があります

**乗り換え・購入をご検討中の方は、お早めにご相談下さい!!**

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『抽象的な問い合わせ』に関する相談が全体の約42%、『必要表示事項』に関する相談が約21%を占めており、両項目で表示に関する相談の約63%を占めています。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	38	82.6%	その他	4	8.7%
景品関係	4	8.7%	合計	46	100%

#### 【表示関係の相談内訳】

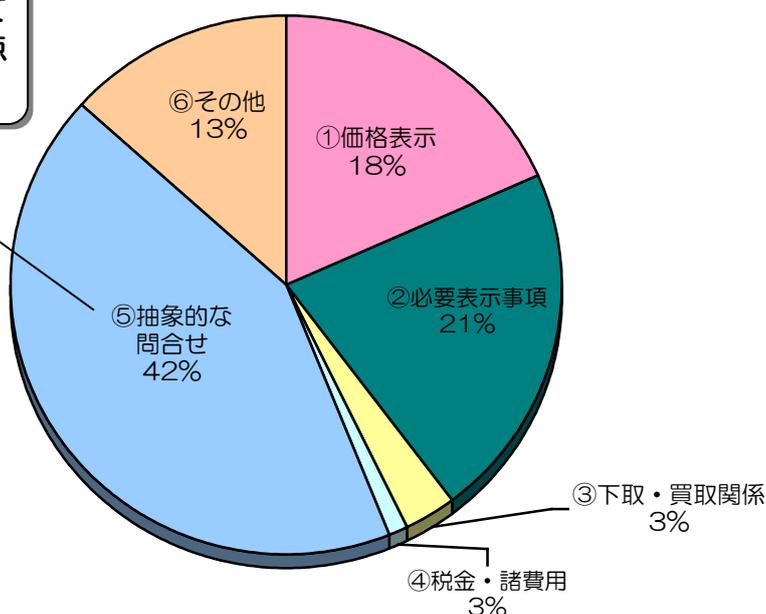
相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	7	18.4%	必要表示事項全般	1	2.6%
表示方法	1	2.6%	③下取・買取関係	1	2.6%
値引き表示	4	10.5%	④税金・諸費用	1	2.6%
支払い総額	1	2.6%	税金	1	2.6%
割賦・リース	1	2.6%	⑤抽象的な問い合わせ	16	42.1%
②必要表示事項	8	21.1%	広告表現の可否	9	23.7%
初度登録	2	5.3%	企画の可否	3	7.9%
保証の有無	2	5.3%	抽象的な問合せ	4	10.5%
修復歴の有無	3	7.9%	⑥その他	5	13.2%
			合計	38	100%

#### 【景品関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数
総付景品（もれなく）	4	100.0%	合計	4

#### 【表示関係】 相談の内訳

今月の事例  
◆同じ企画を、期間を分けて実施する際の表示の留意点について



広告表示・景品提供に関するよくある相談につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔同じ企画を、期間を分けて実施する際の表示の留意点について〕

Q. 「スプリングフェア」と称し、3つの特典が受けられるフェアを、期間を分けて実施したいと考えています。第1弾は3月9日～17日、第2弾は4月1日～9日で、どちらも企画内容は同じです。フェア開始前に、テレビCMやチラシ広告においてフェアを告知する際、特に「第1弾」である旨を表示せず、まずは第1弾に実施する期間と内容だけを表示しようと考えているのですが、可能でしょうか？

## スプリングフェア

**3月9日～17日 3つの特典をご用意！**

- ①中古車をご成約した方にもれなく当社指定ナビ3万円値引き！
- ②来場者にもれなくポケットティッシュプレゼント！
- ③会場内のスタンプラリーに参加し、すべてスタンプを集めたら、当社オリジナルのボールペンをプレゼント！

A. 同様の企画を、期間を分けて実施することが予め決まっているにもかかわらず、テレビCMやチラシ広告においてフェアを告知する際、第1弾である旨を表示せず、第1弾の期間や内容だけを表示すると、その表示を見たお客様は、その期間に限り特典が受けられる（第2弾は実施されない）ものと認識します。

そのため、不当表示及び消費者トラブルの未然防止の観点から、予め同じ企画を、期間を分けて実施することが決まっているのであれば、第1弾の告知を行う際に、第2弾が実施されることについて（期間が既に決定している場合はその期間も）表示するようにして下さい。

●正しい表示例

## スプリングフェア

**第1弾 3月9日 ~ 17日**  
**第2弾 4月1日 ~ 9日 3つの特典をご用意！**

- ①中古車をご成約した方にもれなくオプション3万円値引き！
- ②来場者にもれなくポケットティッシュプレゼント！
- ③会場内のスタンプラリーに参加し、すべてスタンプを集めたら、当社オリジナルのボールペンをプレゼント！